

処方箋の表記が一般名処方に変更になりました

現在、医薬品の供給不足が深刻化している状況をふまえ、当院でも医薬品供給不足や、流通困難に対応するため一般名処方にすることにいたしました。

一般名処方について

- ・一般名処方とは、お薬の有効成分をそのまま薬品名として処方することです。
- ・厚生労働省が示している一般名処方の記載方法に準じて
【般】 + 「一般名」 + 「剤形」 + 「含量」 で記載しております。

The image shows two side-by-side medical prescription forms titled '処方せん' (Prescription). Both forms have a section for '処方内容' (Prescription Content) with a table for '処方単位' (Prescription Unit) and '処方内容' (Prescription Content). The left form has a yellow callout bubble pointing to the text '〇〇〇錠 10mg 1錠 分1 就寝前 7日分' with the label '商品名で記載' (Recorded as brand name). The right form has a blue callout bubble pointing to the text '【般】△△△錠 10mg 1錠 分1 就寝前 7日分' with the label '一般名で記載' (Recorded as generic name).

一般名処方のメリット

- ・一般名処方では記載された処方箋では、製薬会社・先発品・後発品に関わらず、有効成分が同一である医薬品を選択することが可能になり、必要な医薬品を提供しやすくすることができます。(従来通りの医薬品を選択することも可能です)
- ・後発品は先発品よりも価格をおさえることができるため、患者様の負担軽減や、国の医療費削減につなげることができます。

■ 一般名処方加算 1 10点

■ 一般名処方加算 2 8点

ご不明な点などがありましたら受付までお声がけください。